

令和元年10月24日

会 員 各 位

一般社団法人 愛知県建設業協会  
専務理事 大 西 克 義

産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間の実施について （依頼）

標記につきまして、愛知県環境局長から11月の一か月間を「産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間」とし、マニフェストや廃棄物処理施設での維持管理が適正に行われているかの一斉立入指導を実施することに対する趣旨理解と啓発及び自主的なパトロールの実施等についても周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

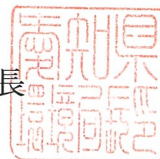
以 上



3 1 循 環 第 5 6 1 号  
令 和 元 年 1 0 月 2 1 日

一 般 社 団 法 人 愛 知 県 建 設 業 協 会 会 長 様

愛 知 県 環 境 局 長



産 業 廃 棄 物 の 適 正 処 理 に 係 る 指 導 強 化 月 間 の 実 施 に つ い て  
( 依 頼 )

日 頃 か ら 、 産 業 廃 棄 物 の 適 正 処 理 推 進 に 御 尽 力 、 御 協 力 を い た だ き あ り  
が と う ご ざ い ま す 。

さ て 、 本 県 で は 、 本 年 度 も 1 1 月 1 日 ( 金 ) か ら 1 1 月 3 0 日 ( 土 ) ま  
で を 「 産 業 廃 棄 物 の 適 正 処 理 に 係 る 指 導 強 化 月 間 」 と し 、 マ ニ フ ェ ス ト の  
適 正 な 使 用 や 廃 棄 物 処 理 施 設 の 適 正 な 維 持 管 理 の 徹 底 等 、 産 業 廃 棄 物 の 適  
正 処 理 の 推 進 を 目 的 と し て 、 産 業 廃 棄 物 の 排 出 事 業 者 及 び 産 業 廃 棄 物 処 理  
業 者 等 に 対 し 、 一 斉 に 立 入 指 導 を 実 施 し ま す 。

つ き ま し て は 、 こ の 趣 旨 を 御 理 解 い た だ き 、 貴 協 会 会 員 へ の 周 知 ・ 啓 発  
及 び 自 主 的 な パ ト ロ ー ル の 実 施 等 に つ い て 、 御 協 力 く だ さ い ま す よ う お 願  
い し ま す 。

担 当 資 源 循 環 推 進 課 廃 棄 物 監 視 指 導 室  
監 視 グ ル ー プ ( 中 村 )

電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 2 3 8 ( ダ イ ヤ ル イ ン )

電 子 メ ー ル junkan@pref.aichi.lg.jp